

独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和5年度）について

令和6年5月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員150名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取している。

令和5年度に寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 原材料価格等が毎月のように上昇しているため、例えば、製造業においても代金を定めた契約時と出荷時のタイムラグで赤字になってしまうことがある。年間保守契約となれば契約価格に一年間の価格上昇分が反映されないためさらに厳しい状況となり、また、中小企業としては途中で決めた契約単価の増額は言いづらく、保守のように代金に占める割合の多くが労務費となる業種の場合はなかなか増額が認められないことが多い。公正取引委員会には、特に労務費に関してきちんと転嫁できるように監視・調査をお願いしたいところである。【北海道】
- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律については、下請法と比較して、資本金等の要件を定めず、取締りを行うことから、フリーランスの取引適正化に前向きな法律であると感じた。法律の厳格な執行において、フリーランスと一口に言っても多種多様な働き方がある中で、それらに対応していくためには、状況に合わせた取締りや法改正を含めた仕組み作りが今後必要になると考える。また、同法は新しく制定された法律であることから、その周知や普及啓発といった活動を積極的に行ってほしい。【東北】

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- ・ 優越的地位の濫用行為においては、大企業が中小零細企業に対し不利益を与えるといたった行為を想像しがちだが、インボイス制度においては中小企業も発注側となる機会が多く、不利益を押し付けてしまう側になることもある。そのため、中小企業に対しては、常に被害者となるわけではなく、加害者になる可能性もあるという意識を持ってもらうことも大事なのではないか。【東北】
- ・ 下請事業者は、一次下請業者から二次下請業者、さらにそれ以下など、いわゆる多重下請構造となっているところ、発注元から遠い下請事業者ほど、下請法に関する基礎的な知識が足りないため、下請法に違反する行為によって自らに不利益が生じたとしても、その行為が下請法に抵触していることに気付かないのではないかとといった指摘もある。より多くの下請事業者に、どのような行為が下請法に違反するかを、積極的に周知していく必要がある。【関東】
- ・ EVの生産量は前年（令和4年）から倍増している。しかし、EVの部品である電気配線器具や車載器具も市場がグローバルであるため、競争は激しい。その中で選ばれるためには、技術や技能を高めていく必要がある。また、電気料金の高騰を筆頭に、資材の高騰、人件費の値上げが重なり、経営環境は厳しいが、下請法のおかげで、高騰分の一部を親事業者に負担してもらっている。下請法によって守られていると実感しているので、今後も下請法の厳格な執行をお願いしたい。【中部】
- ・ これまで原材料価格の上昇に伴う取引価格の引上げは、取引先にも理解を得やすかったが、労務費の上昇に伴う取引価格の引上げは、生産性の向上や作業の効率化に取り組むべきことであり、自社で解決すべき問題として扱われて価格交渉が困難であった。そのため、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定・公表されたおかげで取引先との交渉がしやすくなった。今までは価格交渉の要請に応じてくれなかった取引先も、当社からの要請を拒否すると、公正取引委員会によって価格転嫁に応じない企業として、事業者名を公表されることがあると思っているのか、以前のように門前払いされることはなくなった。【近畿】
- ・ フリーランスと発注者の取引適正化を実現するためには、フリーランスから公正取引委員会に対し情報が多く寄せられることが重要であると思う。フリーランスの中には、どのような行為が不利益として違反行為となるのかを理解していない者が相当数いると考えられる。そのため、公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」のフリー

ランスに対する周知に力を入れ、理解促進に努めるべきと感じる。もちろん発注者からフリーランスに対し、不利益を与えられないことが一番大切なことであるので、発注者側への周知もしっかりと行っていただきたい。

【沖縄】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 過去に、農業協同組合が組合員に対して同組合以外の者に対する販売を制限していた行為に対して独占禁止法違反が認定された事例があった。これについては農業界に良い風が吹き込まれたと考えている。生産者の販路が増えたことで、インターネットを利用して消費者に直接販売できる形態が誕生するきっかけにもなったためである。生産者が、市場流通とそれ以外の販路をそれぞれのメリット・デメリットを考慮した上で選択することができるようになるきっかけになったと思う。一方、農業協同組合による安定的な出荷管理という面では、生産者の同組合以外の販路が拡大したことで、同組合において出荷量等の管理を計画的に行うことを難しくした面もあると思う。【中部】
- ・ デジタル市場については、クラウドサービス等のデジタル関連サービスが必要不可欠になる中、ビッグ・テックの寡占状態にあり、ビッグ・テックのサービスは、一度そのサービスを利用し始めると別の事業者のサービスに乗り換えることが難しいという「ロックイン」の問題がある。当社でも名刺管理や翻訳ソフトなどのサービスを利用しており、既存のサービスに今までのデータが蓄積されてしまっているため、他社のサービスへ変更することが現実的に不可能であると考えている。【近畿】
- ・ 競争環境の整備という点では、旅館業に関連するデジタル分野の取引において、サイトコントローラーと呼ばれる事業者の独占・寡占化が進んでいるように感じる。サイトコントローラーとは、オンライン・トラベル・エージェント（OTA）が運営する宿泊施設予約サイトの空き部屋在庫を一括管理して、OTA間に散在する空き部屋在庫の調整を自動で行うシステムを旅館業者に提供している事業者のことである。サイトコントローラーに関する市場はまだ小規模であると認識しているが、多くの旅館業者が同じサイトコントローラーのシステムを利用している状況が見受けられ、実質的に寡占状態になっているように感じる。また、サイトコントローラーについては、一度特定の事業者に依頼してそのシステムを導入すると、システムや取引先サイトコントローラーを変更したいと思っても、そのためにはデータの移行費用等の追加投資が非常に大きくなるため、現実的に

はそれができなくなってしまうという、いわゆる「ベンダーロックイン」の問題もある。現在のところ、サイトコントローラーの寡占化問題は、小さな旅館業界の中での話であると考えているが、デジタル分野は、データの融通が困難になりがちであり、参入障壁も大きく、新規の事業者が参入しにくい分野でもあるため、効果的な法執行を行って公正な競争環境を整備していただきたい。【四国】

- ・ 携帯電話の料金体系については未だに複雑であると感じる。消費者目線に立つと、せっかく携帯電話端末が安く買えるのに何が悪いのかという感覚だと思うので、携帯電話端末の1円販売に関して公正取引委員会が問題視することはあまり理解されていないと感じる。最近ではMNOにおいても通信料金が下がってきており、携帯電話端末が安く売られることによって通信料金が高くなっているという理論は成り立たなくなっているのではないかと思う。今でも十分に通信料金は安くなっており、競争によってこれ以上安くできるのだろうかと思う。MNOの通信料金が下がってきたことに伴い、MVNOがMNOと差別化できなくなってきており、消費者からすればMVNOと契約するメリットが薄れてきているのではないか。

【四国】

- ・ 官公庁のハードウェア調達後の電子機器、システムの構築、整備及び保守点検の調達に関する入札について、大抵ハードウェアの受注業者が落札していたことが印象的である。官公庁のハードウェアの調達等については、他の官公庁と協力しながら公正取引委員会で実態調査をすれば、競争性の確保につながるのではないか。【九州】
- ・ 報道機関目線として、ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査など社会的に注目されている分野に対する実態調査や提言については世間の関心が高く、報道機関としてもニュースとして取り上げやすい。【沖縄】

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のホームページや報道発表について、工夫はしていると思うが、カタカナ（外来語）が多く、意味が分かりづらくなっている。我々報道機関もそうだが、カタカナを使ってしまったことによって消費者に情報がうまく伝わらないということもあるので、公正取引委員会においても、カタカナの多用には御留意いただければと思う。【東北】
- ・ 公正取引委員会のホームページについては、見やすくなって良い。また、研究者（学者）にとっては使い勝手も良い。ただ、事業者の側に立って見ると、探したい相談事例について、どこを見ればいいのか分からなくなっ

- てしまうかもしれない。利用者側の視点に立った改善を望む。【東北】
- ・ 最近よく行われているホームページに法律等の解説動画を掲載する取組は良いと思う。特に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の特設ページでは、パワーポイントの動画やQ & Aなど利用者目線のコンテンツが非常に充実しており、使いやすい。【関東】
 - ・ 公正取引委員会は、ホームページやYouTube動画を丁寧に作成していると思う。ただ、現状の動画の多くは比較的長時間のものであり、独占禁止法への関心が高い相手には適切な内容であると思うが、独占禁止法への関心が低い相手に働きかけるという観点からは、長時間の動画は好ましいものではないと思う。特に若者は4分以上の動画は観ないという話もあるようで、解説動画は短く、ワンメッセージとするのが重要である。【近畿】
 - ・ 公正取引委員会は様々な広報活動をしていて、良い意味で役所らしくない。インボイス制度に関する独占禁止法・下請法上の考え方について、アニメを用いて広報しており、難しい文書を読まなくても理解ができることから、リーガルに弱い企業からすると非常に有り難く、分かりやすい。これからも、あらゆるメディアを通じて広報・広聴活動をしていただきたい。【中国】
 - ・ 排除措置命令、課徴金納付命令の公表の際の工夫については、YouTube等により図解の解説を行ったり、事件の終結までの流れや課徴金の軽重はどのように決まるのか等を説明したりしてはどうか。直近で言うと、中国電力の件で課徴金納付命令がなされ、課徴金減免制度によって各社の課徴金額に大きな差があったが、一般消費者からすると、「各社の処罰に差がある。本当にこれで正しいのか。」と疑問に思うこともある。そのため、一般向けに事件の措置までの流れや課徴金の軽重を説明するのが良いと考える。【中国】

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 今、北海道では過疎地における鉄道の撤退など地域交通の問題が深刻化している。そこで、問題が表面化している地域では、バスを貨客混載として利用したり、タクシー業者の参入のハードルを下げたりするなどの動きが見られている。ただし、どんなに工夫しても人手不足であるため、デジタルの導入が欠かせないところである。公正取引委員会には、このような地域交通の担い手がデジタルを導入する際に、いわゆるプラットフォームから不当に高い価格を強いられるようなことがないよう注視していただきたい。【北海道】

- ・ 統計的な結果ではないが、私の経験として、最近の企業からの相談では破産手続に関係するものが多くなっている傾向がある。新型コロナウイルス感染症の影響を抑えるための設備資金及び運転資金に関する各種融資制度が終了し、その返済手続が始まったことが主な要因だと考えられるが、それに加えて、労務費やエネルギーコストの上昇が最後の一押しとなって経営が困難になっているとも考えられる。【四国】
- ・ 福岡市内でタクシーを利用しようとしたところ、ホテルの従業員に台数が少ないためタクシーの利用は難しいと言われた。当社が所在している鹿児島県以外でも、鉄道のローカル線の減少やバスの減便、タクシーの台数不足等、交通機関が先細っていくことへの不安がある。公共交通機関は頑張してほしいと思う。【九州】
- ・ 地域経済の状況としては、労務費に関して、熊本県に工場を設けた大手半導体メーカーの影響がかなり出ている。鹿児島県から出ていく人も多く、地元大学の工学部卒業者で県内にとどまるものはほぼいないと思われる。同メーカーの初任給は28万円とも言われており、大手企業も同メーカーに合わせる形になっている。当社も賃上げを考えているなど、労働市場では大手半導体メーカーの影響を受けているのが現状である。【九州】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会が公表したスマートフォンの不当廉売問題に対する緊急実態調査に好感をもった。以前から問題となっていたスマートフォンの格安販売に厳正な対応をすることによって、公正取引委員会の役割を対外的にアピールすることにつながった。不当廉売を含めた独占禁止法違反行為は、最終的には消費者にとっての負担や不利益になることから、今後も徹底した対応を続けてほしい。【東北】
- ・ ある中小企業の方と話した際、大手の親事業者は以前までは「我々に任せろ。我々の言うことを聞いていれば大丈夫。」という態度であったが、原材料価格の高騰、労務費の上昇によって厳しい環境になると「下請会社でなんとかしろ。」という態度に変わってきたとのことである。中部地方では自動車産業が盛んであるが、自動車のEV化によって仕事が減っていく環境の下で起こり得る問題であると考えており、引き続き公正取引委員会にはクリーンな取引環境を整備してもらうことを期待している。【中部】
- ・ 公正取引委員会には、独占禁止法の執行に力を入れてほしいが、それだけでは不十分であると考えている。例えば、事業者が独占禁止法違反行為を行う背景には、過当競争の結果、サービスの質が低下してしまうことを

防ぐという目的があるという話も聞く。公正取引委員会には、事業者がなぜ独占禁止法違反行為を行うに至ったのかも併せて明らかにし、根本的な原因を取り除くことに努めてもらいたい。【近畿】

- ・ 携帯電話端末の1円販売については、公正取引委員会の調査のおかげで是正されつつあると承知している。しかしながら、大手の携帯会社が有利な立場を利用して、販売代理店を縛っている状況はまだ存在していると考えられるため、引き続き公正取引委員会には目を光らせてほしい。【中国】
- ・ 公正取引委員会の業務の幅が広がってきているので、公正取引委員会が質問や相談を受ける際の方法の一つとしては、チャットボットを作ることも考えられるだろう。最終的な回答にはならないにせよ、第一次接触者的な扱いとして参考の回答としては使えるのではないか。【四国】
- ・ 公正取引委員会への相談は敷居が高いと感じる。それは、どのようなときに公正取引委員会へ相談してよいのか、公正取引委員会の相談窓口はどこなのかを理解できていない国民が多いことが原因の一つであると思っている。昨年放送された「競争の番人」は公正取引委員会がどのような活動をしているかを国民に知ってもらう良いきっかけになったと思う。これからも国民への広報活動に力を入れてもらい、多くの国民に公正取引委員会の活動を伝えていくことが相談の敷居を下げることに繋がると考える。【沖縄】

第1 北海道ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 仕事柄、地元の中小企業の経営者と話す機会があり、その際に、下請法等の話も振ってみるが、やはり、私には実情は話しづらいのか、問題があるといった話は全く聞かないし、私からも踏み込んだ話ができない。独占禁止法や下請法に関しては、公正取引委員会が中小企業に対し積極的に働きかけて情報収集に努めるべきだろう。
- ・ 原材料価格等が毎月のように上昇しているため、例えば、製造業においても代金を定めた契約時と出荷時のタイムラグで赤字になってしまうことがある。年間保守契約となれば契約価格に一年間の価格上昇分が反映されないためさらに厳しい状況となり、また、中小企業としては途中で決めた契約単価の増額は言いづらく、保守のように代金に占める割合の多くが労務費となる業種の場合はなかなか増額が認められないことが多い。公正取引委員会には、特に労務費に関してきちんと転嫁できるように監視・調査をお願いしたいところである。
- ・ 厚生労働省では、都道府県の各労働局に「荷主特別対策チーム」というものを設置しており、トラック運転者の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請を行っていると聞いている。是非、公正取引委員会にも適正な取引の観点から取り組んでいただきたい。
- ・ 北海道では価格転嫁できている企業とできていない企業の二極化が進んでいるのではないかと考えられる。公正取引委員会には、特に、転嫁ができていない中小企業の実情をしっかりと注視していただきたいと考えている。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会では、グリーンガイドラインを公表したり、使用済みペットボトルのリサイクルに関する実態調査を行ったりするなど、競争政策の観点からグリーン社会の実現に向けた取組を行っており、非常に関心を持っているところである。一方で、最近ニュースになった風力発電事業に係る国会議員の賄賂收受疑惑など、グリーン社会の実現というお題目に乗り、不正が行われているようなので、公正取引委員会には、グリーン社会の実現という影で談合等の不正が行われないように、目を光らせていただきたい。
- ・ 二酸化炭素の排出削減という観点から、電気自動車が着目されて久しいが、一向に普及の気配がない。自動車自体の性能のほか、充電スポットの不足など様々な原因があるようだが、参入障壁の有無等、電気自動

車に関連する実態調査を行ってほしい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の公表内容に目を向けると、まだまだ専門用語が多く、ある程度の知見がある人でなければ理解は難しいと思われるような文章が散見される。公正取引委員会としても、今後、フリーランスなど弱い立場の人々に対して発信していこうと考えているのであれば、もっと分かりやすく端的な文章を用いたり、動画を利用したりするなどして、繰り返し発信していくことが必要だと思う。
- ・ 公正取引委員会のホームページには、委員の写真は掲載されているものの、各委員の経歴は確認できなかった。公正取引委員会のメンバーがどのような人物か知ることができればより親しみを覚えると思うので、各委員の経歴なども掲載した方が良いと思う。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 北海道は非常に広大であり、事業者の所在する場所によって地域の実情、条件が全く異なる。そのような状況の中で様々な施策を一律に適用するのではなく、地域に合った制度の導入、施策の実施を行っていただきたいと考えている。
- ・ 今、北海道では過疎地における鉄道の撤退など地域交通の問題が深刻化している。そこで、問題が表面化している地域では、バスを貨客混載として利用したり、タクシー業者の参入のハードルを下げたりするなどの動きが見られている。ただし、どんなに工夫しても人手不足であるため、デジタルの導入が欠かせないところである。公正取引委員会には、このような地域交通の担い手がデジタルを導入する際に、いわゆるプラットフォームから不当に高い価格を強いられるようなことがないよう注視していただきたい。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ いわゆる「2024年問題」や中小企業・フリーランスの取引適正化など、今後も公正取引委員会にはいろいろな側面から頑張っていただきたいと期待している。

第2 東北ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律については、下請法と比較して、資本金等の要件を定めず、取締りを行うことから、フリーランスの取引適正化に前向きな法律であると感じた。法律の厳格な執行において、フリーランスと一口に言っても多種多様な働き方がある中で、それらに対応していくためには、状況に合わせた取締りや法改正を含めた仕組み作りが今後必要になると考える。また、同法は新しく制定された法律であることから、その周知や普及啓発といった活動を積極的に行ってもらいたい。
- ・ 中小企業にとって、労務費を引き上げることは難しいと考える。中小企業は、取引先事業者から「労働生産性を上げればよい」、「（労働生産性を上げる）努力が足りない」と言われるようである。事業規模の大きい企業でも、労務費が高騰していることには変わらないが、IT化やデジタル化で労働生産性を向上させる努力をしている。そのため、中小企業が労働生産性を改善せずに、労務費の高騰を主張することについて、理解し難いと感じるのであろう。
- ・ 優越的地位の濫用行為においては、大企業が中小零細企業に対し不利益を与えるといった行為を想像しがちだが、インボイス制度においては中小企業も発注側となる機会が多く、不利益を押し付けてしまう側になることもある。そのため、中小企業に対しては、常に被害者となるわけではなく、加害者になる可能性もあるという意識を持ってもらうことも大事なのではないか。
- ・ 昨年11月公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」は、従来からのパートナーシップ構築宣言に加え、懸案となっている労務費の転嫁について、国として枠組みを示している点において、とても有り難い。課題は、この労務費指針で示されている考え方の実効性を確保することだと思う。

当商工会議所としても、機会あるごとに、労務費指針で示されている考え方を周知するなどして、会員企業が個別交渉の中で、事例として積み重ね、この労務費指針で示されている考え方を確実なものにする仕組み作りが重要だと考えている。

なお、この労務費指針で示されている考え方は、発注者でもある地方自治体に対しても同じように周知していただき、労務費転嫁を踏まえた積算単価とするなど、これを確実なものとするのが賃上げの確保を図るためには必要であると考えている。

そのため、賃上げの機運を昨年だけに終わらせず、引き続き、持続的

かつ確実なものとするためには、公正取引委員会の継続的なサポートが不可欠である。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会は本当に幅広い分野について監視の目を光らせておりなかなか手一杯で大変だとは思いますが、同一の分野についての実態調査が10年に一度しか行われれないというのは、やはり調査間隔が空きすぎているのではと感じている。また、前回の調査時と同様の問題について報告・指摘されていることもあるが、なぜ前回指摘した問題が未だに解決されていないのかといったことについても提起があった方がよい。
- ・ 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書において、ベンダーロックインを回避するためには、競争政策的には全ての関連機器等を一括で発注するのではなく、いくつかのセクションに分けて発注し、システム全体を疎結合化するのが良いとの提案がなされている。そうすると、発注者自身がシステム関係の連携等について責任をもって統括する必要が出てくるが、果たして実現可能なのか疑問はある。確かに、それぞれの事業者において得意分野は異なっていることから、一括ではなくセクションごとに発注を行った方が競争は行われると思うのだが、社内LAN等のネットワークはつながることが第一であり、また、各システムのメーカー等が統一されているからこそ使いやすく、メンテナンスも容易になるという部分もあることから、長期的に見てどちらの方がよりメリットがあるのかということをよく考えて発注するべきではないか。ただ、情報システムの疎結合化については、発注金額や調達機器の規模が小さくなり、地元の中小事業者がシステム関連の業務に参入しやすくなるというメリットもあることから、これにより、地方都市にも情報産業が根付いてくるのではと期待している。

3 広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止法教室については、実施する目的を明確にするべきである。実施実績やフォロワー数等の話題性を目的とするのではなく、競争政策や公正取引委員会の役割がいかに大事かということを伝え、公正取引委員会の活動等に興味を持ってもらう等、学生にとって有意義となるような活動を実施するべきである。
- ・ 公正取引委員会のホームページや報道発表について、工夫はしていただいていると思うが、カタカナ（外来語）が多く、意味が分かりづらくなっている。我々報道機関もそうだが、カタカナを使ってしまったことによって消費者に情報がうまく伝わらないということもあるので、公正

- 取引委員会においても、カタカナの多用には御留意いただければと思う。
- ・ 公正取引委員会のホームページについては、見やすくなって良い。また、研究者（学者）にとっては使い勝手も良い。ただ、事業者の側に立って見ると、探したい相談事例について、どこを見ればいいのか分からなくなってしまいかもしれない。利用者側の視点に立った改善を望む。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 原材料価格が高騰していることに起因する価格の上昇分についてはある程度価格の転嫁が進んでいるものの、反対に労務費については価格転嫁が上手くいっていないとのことであるが、労務費については、中小事業者にとっても取引先事業者には知られたくない、いわばブラックボックスにしておきたい部分であることから、今まで価格引上げの理由とはしてこなかったのではないか。ただ、ここまで最低賃金が上昇するなど、今までにないくらいの上昇幅であることを考えると、労務費についても価格引上げの理由とせざるを得ないのではないか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響により職を失った人は同じ業界には戻ってこないことから、人手不足により廃業せざるを得ないという事業者も実際にいる。廃業を回避するために「M&A」を行うということも都市部では増えているようだが、山形市内ではまだまだ少ない。ただ、これから、山形市内でもこのような「M&A」が増えていくかもしれない。そうすると、地域によっては、競争相手がいなくなり、ある業種の事業者がその地域に1社しかいなくなってしまうという状況が発生してしまうかもしれない。生活に必要なライフラインを担っている事業者であれば、1社でもいてほしいというのが地方の実情であるが、競争政策との兼ね合いが難しいところであるとは感じている。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会が公表したスマートフォンの不当廉売問題に対する緊急実態調査に好感をもった。以前から問題となっていたスマートフォンの格安販売に厳正な対応をすることによって、公正取引委員会の役割を対外的にアピールすることにつながった。不当廉売を含めた独占禁止法違反行為は、最終的には消費者にとっての負担や不利益になることから、今後も徹底した対応を続けてほしい。
- ・ 公正取引委員会は事業者にとって、親しみやすくあるべきだと考える。そのためには、公正取引委員会の職員が地域の事業者や団体のところに積極的に足を運んで出掛けて行くといったように自ら歩み寄る姿勢が重要であると考えます。

第3 関東甲信越ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 下請事業者は、一次下請業者から二次下請業者、さらにそれ以下など、いわゆる多重下請構造となっているところ、発注元から遠い下請事業者ほど、下請法に関する基礎的な知識が足りないため、下請法に違反する行為によって自らに不利益が生じたとしても、その行為が下請法に抵触していることに気付かないのではないかとといった指摘もある。より多くの下請事業者に、どのような行為が下請法に違反するかを、積極的に周知していく必要がある。
- ・ 当社は資本金2000万円の事業者であり、下請法上の資本金1000万円超3億円以下の親事業者に該当する。一方で、実際の取引では、当社が資本金1、2億円の事業者から仕事を請け負う場合もあり、その場合には、当社は、下請法上の下請事業者には該当しない。我々中小企業からすると、資本金1、2億円の事業者は大企業と考えられ、当該事業者が当社との関係で下請法上の親事業者には該当しないのに違和感がある。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ ECサイトを利用して商品を販売している経済団体の会員は多い。特にコロナ禍では、ECサイトでの取引によって実店舗の売上げの落ち込みをカバーすることができ、やっていた良かったという声をよく聞いた。また、実店舗とECサイトを両輪として運営することにより、コロナ禍前よりも売上げが増えた会員もいる。
しかしながら、大手のプラットフォームを利用することに関しては、良い話は聞かない。プラットフォームの利用料が高くて利益が余り出ないということであろう。公正取引委員会においては、既にデジタルプラットフォーム関連の実態調査を多く行っていると承知しているが、引き続き注視していただきたい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 中小企業は、公正取引委員会や中小企業庁の相談窓口を活用したいと思っても、相談したことが取引先に知られることを懸念するため、自社や取引先の名前を挙げることにためらいがある。また、公正取引委員会ホームページ上の申告のページは、取引先企業の正式名称が必須の入力項目となっている。より安心して中小企業が相談できるよう、匿名による相談を受け付けていることも一層周知した方がいいと思う。
- ・ 最近よく行われているホームページに法律等の解説動画を掲載する取

組は良いと思う。特に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の特設ページでは、パワーポイントの動画やQ & Aなど利用者目線のコンテンツが非常に充実しており、使いやすい。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 千葉県では東部と南部で人口が減少している。当社が加入する団体は千葉県との間で災害協定を締結しており、台風などで県内に被害が出た場合には、復旧作業に協力することとなっている。地域が被災した場合、空調設備、電気、トイレ、水道等のインフラ設備の復旧を地場の事業者が担うこととなるが、地域の建設工事の入札は大手の事業者が押さえてしまい、なかなか地場の事業者が生き残れない状況にある。談合がダメなのは理解しているものの、地場の事業者を存続させるための入札制度にするよう、一定の配慮が必要なのではないか。
- ・ 令和5年6月頃、二つあった県内の大手銀行が合併したことにより、県内の銀行が一つに統合されてしまったものの、外資系の銀行が幅を利かせるのではなく、地方銀行が残ったという点では喜ばしいといったメリットの面はある。他方で、A銀行は融資に厳しいために融資を断られたが、B銀行からは融資が受けられる、といった中小企業にとっての選択の余地がなくなるといったデメリットもあると考えられる。県内であれば、A銀行の方が大手銀行で融資の審査は厳しいという印象があり、B銀行の方がある程度柔軟に融資してくれるという印象があったので、競争原理が作用しなくなる、あるいは中小企業のチャンスが奪われるのではないかと懸念が県内の中では大きな話題になっている。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 令和4年度は電力カルテル事件、オリンピック談合事件という大きな事件が処理され、ハードコアカルテルに関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきて審査活動が活発化しているという印象を持った。他方で、確約手続（確約計画の認定）は違反認定を行わないため、常に違反認定を行えるような証拠収集を行うなど、排除措置命令や課徴金納付命令を目指した審査活動が行われることを期待したい。事件を的確に処理できるよう、研鑽を積んでいただきたい。

第4 中部ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 物価が上昇すれば給与を上げるのは当然のことだと考える。当社も給与を4%上げた。しかし、給与の引上げ分をストレートに取引先に価格転嫁することは難しい。今は販売数量を増加させることで給与の引上げ分をカバーしている。単価に反映させるには、付加価値を高めないといけないと思っている。

なお、最低賃金の上昇は、取引先に人件費の値上げを求めるに当たっての理由としては弱く、社員の給与の上昇には直ちにつながらないと思う。競合他社がより高い給料で人員を募集しているといった理由の方がまだ通用するかもしれない。

- ・ EVの生産量は前年（令和4年）から倍増している。しかし、EVの部品である電気配線器具や車載器具も市場がグローバルであるため、競争は激しい。その中で選ばれるためには、技術や技能を高めていく必要がある。また、電気料金の高騰を筆頭に、資材の高騰、人件費の値上げが重なり、経営環境は厳しいが、下請法のおかげで、高騰分の一部を親事業者にも負担してもらっている。下請法によって守られていると実感しているので、今後も下請法の厳格な執行をお願いしたい。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 過去に、農業協同組合が組合員に対して同組合以外の者に対する販売を制限していた行為に対して独占禁止法違反が認定された事例があった。これについては農業界に良い風が吹き込まれたと考えている。生産者の販路が増えたことで、インターネットを利用して消費者に直接販売できる形態が誕生するきっかけにもなったためである。生産者が、市場流通とそれ以外の販路をそれぞれのメリット・デメリットを考慮した上で選択することができるようになるきっかけになったと思う。一方、農業協同組合による安定的な出荷管理という面では、生産者の同組合以外の販路が拡大したことで、同組合において出荷量等の管理を計画的に行うことを難しくした面もあると思う。

3 広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止政策協力委員に就く前は、公正取引委員会については怖い役所という印象を持っていた。しかし、独占禁止政策協力委員になって公正取引委員会の活動内容に関する話を聞き、そのような印象は無くなった。私と同じように、公正取引委員会について誤解している人を少なくするため、広報活動に力を入れることが大切であろう。

- ・ 公正取引委員会（中部事務所）は、名古屋に事務所があることから、北陸とは距離的に離れているので、気軽に相談できているかというところでない面もある。そうはいつても、北陸の大学に出向いた独占禁止法教室、地方有識者との懇談会、弁護士会・税理士会等との懇談会、地元の新聞社への説明等、精力的に広報・広聴活動を実施していただいていると認識しており、今後もしっかりと継続していただきたいと思う。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 三重県南部では、人口が減少しており、大手ドラッグストアが過疎地域に果敢に出店し、その影響で地域の小売店が閉店している。しかし、今後、大手ドラッグストアも、採算が悪化すれば撤退してしまうことが想定される。このような悪循環が起きると、地方経済の衰退に拍車をかけていくと考えられる。
- ・ 石川県全体において、アフターコロナの中で観光事業の回復の兆しがあるものの、働き手の不足により、労働者の賃金を上げざるを得ない状況が続いている。これに伴い、特に飲食店などでは物価高騰による「観光地価格」化が進んでいる。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ ある中小企業の方と話した際、大手の親事業者は以前までは「我々に任せろ。我々の言うことを聞いていれば大丈夫。」という態度であったが、原材料価格の高騰、労務費の上昇によって厳しい環境になると「下請会社でなんとかしろ。」という態度に変わってきたとのことである。中部地方では自動車産業が盛んであるが、自動車のEV化によって仕事が減っていく環境の下で起こり得る問題であると考えており、引き続き公正取引委員会にはクリーンな取引環境を整備してもらうことを期待している。
- ・ 電力市場について申し上げたい。事前規制から事後規制となり、市場の在り方も変化し、従業員の意識改革が必要だと感じている。電力会社の従業員に話を聞いたところ、現場では、独占企業が独占利潤を得ているというのは理論でしかなく、昔から地域経済の中心的な立場にいるというプライドから、より良いものをより安くという矜持を持ってサービスを提供していたが、電力会社のカルテル事件によって、地域住民に価格を吊り上げていたと思われているのが心苦しいと話していた。電力自由化では、競争状況の確認は必要不可欠であり、監視役として公正取引委員会の存在は改めて重要になってくると感じている。

第5 近畿ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 中小企業においても、賃上げを行うところが多くなっている。しかし、賃上げを行った中小企業のほとんどは、利益が増えたから賃上げを行っているというより、政府からの働きかけ等を受けて、賃上げを行わざるを得なかったのだと思う。人件費が上昇しているところ、中小企業は、人件費の上昇分を取引価格に転嫁することができていない。人件費について価格転嫁ができない理由は、昔から人件費を考慮して取引価格を決めていないことが原因であると思われる。賃上げを達成するためには、サプライチェーン全体で人件費を上げることが必要であるという意識を持つことが大切である。あわせて、サービスとして無償で提供している様々な便益に対してもきちんと対価が払われるように変わってほしいと思っている。
- ・ これまで原材料価格の上昇に伴う取引価格の引上げは、取引先にも理解を得やすかったが、労務費の上昇に伴う取引価格の引上げは、生産性の向上や作業の効率化に取り組むべきことであり、自社で解決すべき問題として扱われて価格交渉が困難であった。そのため、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定・公表されたおかげで取引先との交渉がしやすくなった。今までは価格交渉の要請に応じてくれなかった取引先も、当社からの要請を拒否すると、公正取引委員会によって価格転嫁に応じない企業として、事業者名を公表されることがあると思っているのか、以前のように門前払いされることはなくなった。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ デジタル市場については、クラウドサービス等のデジタル関連サービスが必要不可欠になる中、ビッグ・テックの寡占状態にあり、ビッグ・テックのサービスは、一度そのサービスを利用し始めると別の事業者のサービスに乗り換えることが難しいという「ロックイン」の問題がある。当社でも名刺管理や翻訳ソフトなどのサービスを利用しており、既存のサービスに今までのデータが蓄積されてしまっているため、他社のサービスへ変更することが現実的に不可能であると考えている。
- ・ 公正取引委員会が令和3年に公表した「デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書 アルゴリズム/AIと競争政策」は大変勉強になった。一方で、昨年（令和4年）頃から、生成AIのChatGPTが普及したことにより、同報告書公表時から状況が変わった。この業界の進化は早いため、改めて実態調査をしていただきたい。

- ・ デジタル市場は、生成AIの発展など、市場環境の変化が激しいところ、公正取引委員会には、GAF Aをはじめとする巨大デジタルプラットフォーム事業者への対応に期待している。

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は、ホームページの改修を行い、またドラマ「競争の番人」が放送されるなど、広報活動に力を入れていることが感じられるが、公正取引委員会の広報がまだ不十分であると考えている。中小企業の中には、独占禁止法の規定を理解していない事業者も多数存在する。このため、公正取引委員会は、中小事業者が独占禁止法の知識を身に付けることができるようなコンテンツを提供するようにしてほしい。公正取引委員会の存在が広く知られるようになることは、企業による独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも重要なことである。引き続き、独占禁止法違反行為の被害者となることが多い中小事業者に寄り添った広報活動をお願いしたい。
- ・ 公正取引委員会は、ホームページやYouTube動画を丁寧に作成していると思う。ただ、現状の動画の多くは比較的長時間のものであり、独占禁止法への関心が高い相手には適切な内容であると思うが、独占禁止法への関心が低い相手に働きかけるという観点からは、長時間の動画は好ましいものではないと思う。特に若者は4分以上の動画は観ないという話もあるようで、解説動画は短く、ワンメッセージとするのが重要である。
- ・ 公正取引委員会のホームページは、以前よりは見やすくなった。ただ、委員紹介のページについては、委員の名前だけが記載されているところ、例えば、委員長、委員のことをより理解してもらうため元裁判官、元検察官といったような簡単な委員の経歴や趣味を紹介することを提案する。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されて、コロナ禍前の経済状況に戻りつつあるが、ゼロゼロ融資の元本返済が開始されたため、事業継続が危ぶまれる事業者も出てきており、銀行の職員によると、倒産件数も増加しているとのことである。サプライチェーンの中の事業者が倒産し、取引が途切れてしまうと当社としても困るため、決して他人事ではないと考えている。また、跡継ぎがない事業者も多く、これを支援するため事業承継税制と称する税制優遇措置が存在するものの、当該制度は個人事業主ではない中小企業からすると条件がたくさんあり使いづらい制度となっている。

- ・ 和歌山県では化学業界が活況といわれる。和歌山県の化学業界は、県内で棲み分けができており、競争があまりない。そのため、価格競争がそれほど激しくなく、事業者同士も仲が良い。また、化学業界は、相応のプラントも必要であり、ノウハウも必要であることから新規参入も困難であると聞いている。一方、当社のような電子基盤を製造する事業者は、汎用品であれば初期投資は少なく済み、ノウハウもそこまで必要ではない。そのため、新規参入が容易であり、価格競争も厳しい。
- ・ 福井県の中小企業は後継者探しに苦労しており、また、仕事を受注するには設備投資を行う必要がある場合もあるため資金が必要である。そのような中で、無理して大企業の発注を受注するくらいなら事業自体を止めて、廃業することを選択する事業者も少なくない。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会には、独占禁止法の執行に力を入れてほしいが、それだけでは不十分であると考えている。例えば、事業者が独占禁止法違反行為を行う背景には、過当競争の結果、サービスの質が低下してしまうことを防ぐという目的があるという話も聞く。公正取引委員会には、事業者がなぜ独占禁止法違反行為を行うに至ったのかも併せて明らかにし、根本的な原因を取り除くことに努めてもらいたい。
- ・ 当社はローカル放送事業者であり、インターネット配信は放送対象地域の外に自社のニュースコンテンツを配信できる貴重な機会であるところ、許諾料について我々は発言力がないため、ニュースプラットフォーム事業者が設定した許諾料に従わざるを得なかった。そのため、「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査」で、ニュースコンテンツを掲載するニュースプラットフォーム事業者が、報道機関を含むニュースメディア事業者に対し、一方的に契約内容を変更するなどして、著しく低い許諾料を設定等すれば、優越的地位の濫用として問題になり得る旨指摘し、デジタルプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の間の取引関係に一石を投じてもらったことは、大変有り難い。

第6 中国ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 原材料価格の高騰に伴い、どれくらい価格転嫁ができていないか、賃上げをどれほどできているかが重要となってくると考える。ただ、人件費の確保はまだ難しい。中小企業の労働分配率は75～80%程度あるため、賃上げがそのままダイレクトに収益に影響するという中で、苦渋の選択で賃上げを行っている。
- ・ 労務費上昇分の価格転嫁について、当経済団体の会員に限っていえば、会員が取引先との交渉力のあるしっかりとした事業者が多いこともあって、転嫁できているという声が多い。新型コロナウイルス感染症の影響が収まった後、社会全体として物価等の値上げ局面となったことから、労務費上昇分についても価格転嫁ができたとのことであった。ただし、値上げ幅自体は満足いくものではなかったようである。他方、小規模で価格交渉力が弱い個人事業主の場合は労務費等の価格転嫁ができていない状況であるといえる。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 2年半前（令和3年）頃の電子帳簿保存法の改正に伴い、帳簿を電子データで保存することが義務となった。そこで、電子化に向けてクラウドサービスを導入したところ、クラウドサービスを提供する事業者が、サービス内容を変えたり、サービスの料金価格を上げたりすることがある。建前上は利用者側もどこの事業者のサービスを利用するか自由に決められることになっているものの、実質的にはデータという人質をとられているため、料金価格の引き上げを受け入れてその事業者のサービスを利用し続けざるを得ない。競争が起こっているようにみえて、実質的には起こっていない状況である。電子帳簿保存法は、経過措置があるにしても、将来的に必ずやるべきことなので、クラウドサービス事業者間で適正な競争環境が確保されてほしい。既に医療データは共通フォーマットになっており、乗換えをしやすい。電子帳簿保存法においても、同様の取組があれば良いのではないかと考える。
- ・ 「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」については、実態調査によって、制服の全国価格の下落傾向が検証されたということを確認した点で、非常に意味があると評価している。

また、人材紹介業の取引実態について実態調査をしていただきたい。地場の病院は医療従事者の確保に苦労しており、医療系の人材紹介のプラットフォーム事業者を利用していることが多いのだが、手数料が年俸の約30%程度と非常に高いという問題がある。この手数料については、

毎年継続的に支払われるものであり、医療機関等にとって非常に負担となっている。また、弁護士等の転職においても仲介業者が20%程度の手数料をとっているとのことである。手数料が20%、30%だからといって独占禁止法に違反するということは難しいとは思いますが、実態調査で問題点を浮かび上がらせることによって、制服のように事業者に自主的に価格を下げさせるということができるのではないかと考えている。個人的には手数料のような問題については、実態調査という手法が馴染むのではないかと考えている。

病院の手数料の問題については、医療機関の団体が過去に調査をしているのだが、制服やニュースコンテンツにおいて実績のある公正取引委員会が実態調査を行う方が業界へのインパクトは大きいだろう。

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は様々な広報活動をしていて、良い意味で役所らしくない。インボイス制度に関する独占禁止法・下請法上の考え方について、アニメを用いて広報しており、難しい文書を読まなくても理解ができることから、リーガルに弱い企業からすると非常に有り難く、分かりやすい。これからも、あらゆるメディアを通じて広報・広聴活動をしていただきたい。
- ・ 排除措置命令、課徴金納付命令の公表の際の工夫については、YouTube等により図解の解説を行ったり、事件の終結までの流れや課徴金の軽重はどのように決まるのか等を説明したりしてはどうか。直近で言うと、中国電力の件で課徴金納付命令がなされ、課徴金減免制度によって各社の課徴金額に大きな差があったが、一般消費者からすると、「各社の処罰に差がある。本当にこれで正しいのか。」と疑問に思うこともある。そのため、一般向けに事件の措置までの流れや課徴金の軽重を説明するのが良いと考える。
- ・ 大学の授業で、独占禁止法の考え方については教えることはできるが、具体的な法執行は当然ながら経験がないので、学生に教えることができない。そのため、法執行の部分については、今後も公正取引委員会の独占禁止法教室による講義をお願いしたい。法執行の実務の話は、学生も興味を持って聞いており、評判も良い。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 最近では、様々なものが値上がりしているため、価格交渉自体は受け入れてもらえるようになってきた。しかし、病院は価格交渉のためのコンサルタントと契約をしており、我々のような販売事業者が価格交渉する

際は、このコンサルタントを通じて行わざるを得ないところ、彼らの仕事は、「コスト削減」の一辺倒であり、病院のコストをどれだけ削減できるかが重要となる。令和4年頃の話であるが、とある県立病院のコンサルタントは、「値上げを一切認めない」という旨の通知書を送付してきた。それに加えて、病院の院長名で、「（値下げの）価格交渉に協力するように」という旨の書類を送ってきた。令和5年も同じような書類が送られてきたら、「一方的に価格交渉を拒絶したり、減額を要請したりすることは問題ではないか」と申し入れようと思っていたところ、同年はなかったものの、病院という虎の威を借りて価格交渉をしてくるコンサルタントの行為は、優越的地位の濫用にならないのだろうか。このような事例は、全国的にいえることである。

- ・ 運輸業界では、トラック運転手（運送会社）が価格転嫁できないこと、及びいわゆる2024年問題が大きくクローズアップされている。例えば、フェリー運航会社がフェリー運賃を値上げする場合、一般客に対しては乗船の都度（値上げした運賃の）切符を買ってもらうため値上げを受け入れられやすい。これに対して、トラック運転手などは大口ユーザーとなり、フェリー運賃の個別交渉が必要になる。大口ユーザーに対して値上げを要請しても、トラック運送会社からは、「荷主さんの年間の予算が決まっているから、運送費の値上げは受け入れられない。」という理由で断られる。荷主とトラック運送会社との力関係は、荷主が非常に強く、運送会社が弱いという関係があるため、フェリー運賃も値上げできずに非常に困っている。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 携帯電話端末の1円販売については、公正取引委員会の調査のおかげで是正されつつあると承知している。しかしながら、大手の携帯会社が有利な立場を利用して、販売代理店を縛っている状況はまだ存在していると考えられるため、引き続き公正取引委員会には目を光らせてほしい。
- ・ 発注機関がチェックすべきなのは入札談合があるかどうかだけではない。給食業者が、無理な安値の受注を繰り返し、結果として経営が立ち行かなくなり破産手続に至ったことは記憶に新しい。これによって、広島県内の高校の寮で給食を提供できなくなるなど、同社が給食を提供していた全国の施設に広く影響が出た。無理な安値で受注を繰り返していればいずれその事業者が立ち行かなくなることは明らかである。

入札制度によって一番低い価格で入札した事業者に発注することは一見すれば合理性があるが、発注機関がその入札の内容をよく見て、無理な安値の受注ではないか確認する必要がある。

- ・ 公正取引委員会は、少ない人員の中でよく頑張っていると思っている。地元としては、広島県及び広島市の調達するパソコンの入札談合や、電力会社による市場分割カルテル事件がインパクトがあった。ただ、人員が少ないために、全ての談合等を取り締まることができていないのではないだろうか。予算の関係もあり、人員を急激には増やせないことは承知しているが、より多くの不正行為を取り締まるためにも、もっと人員を増やした方が良い。

第7 四国ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 価格転嫁の状況について、旅館業を営む当社は、シーツや浴衣の洗濯を依頼しているいわゆるリネン業者から、エネルギー価格の高騰や労務費の上昇を背景として、従来料金から20%以上の値上げをお願いされたが、全面的に受け入れるという方針を取っている。また、食品や食材を扱う納入業者からの仕入れについても全面的に価格転嫁を受け入れている。リネン業者は、当社が所在する地域に多くのリネン業者がいて別の取引先を自由に選択できるといった状況ではなく、また、食材の納入業者については、当社としても安定的な供給を取引先へお願いする必要があるため、それらの取引先の値上げを受け入れないということは現実的に難しい側面がある。
- ・ 我々弁護士が受ける価格転嫁についての相談について、以前は中小企業が取引先への価格転嫁ができずに困っているという相談が多かったが、ここ最近では仕入先から値上げを依頼された側の事業者からの相談というのも増えているように感じる。この点について、価格転嫁する側とされる側お互いの利益バランスを価格交渉の中で取ることが難しいのではないかと感じている。
- ・ 労務費指針について、受注者のうち、どれだけの事業者が指針に沿ってきちんと対応できるのだろうか、全ての事業者がこのとおり対応できるのだろうかという心配がある。指針を周知することはもちろん重要なことであるが、具体的にどのように交渉を実施すれば価格転嫁ができるかモデルケースを示して説明するなどの工夫が必要であろう。「価格交渉の申込み様式（例）」を提示するだけでは足りないと思う。
また、授業を行っていると、最近特に日本語能力の低下が感じられるため、周知に当たっては、例えば、動画を使うなどすれば、文書を読むよりは頭に入ってくるであろうし、動画も内容を噛み砕いた形のもので作成すれば、なお良いと思われる。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 競争環境の整備という点では、旅館業に関連するデジタル分野の取引において、サイトコントローラーと呼ばれる事業者の独占・寡占化が進んでいるように感じる。サイトコントローラーとは、オンライン・トラベル・エージェント（OTA）が運営する宿泊施設予約サイトの空き部屋在庫を一括管理して、OTA間に散在する空き部屋在庫の調整を自動で行うシステムを旅館業者に提供している事業者のことである。サイトコントローラーに関する市場はまだ小規模であると認識しているが、多

くの旅館業者が同じサイトコントローラーのシステムを利用している状況が見受けられ、実質的に寡占状態になっているように感じる。また、サイトコントローラーについては、一度特定の事業者に依頼してそのシステムを導入すると、システムや取引先サイトコントローラーを変更したいと思っても、そのためにはデータの移行費用等の追加投資が非常に大きくなるため、現実的にはそれができなくなってしまうという、いわゆる「ベンダーロックイン」の問題もある。現在のところ、サイトコントローラーの寡占化問題は、小さな旅館業界の中での話であると考えているが、デジタル分野は、データの融通が困難になりがちであり、参入障壁も大きく新規の事業者が参入しにくい分野でもあるため、効果的な法執行を行って公正な競争環境を整備していただきたい。

- ・ 携帯電話の料金体系については未だに複雑であると感じる。消費者目線に立つと、せっかく携帯電話端末が安く買えるのに何が悪いのかという感覚だと思うので、携帯電話端末の1円販売に関して公正取引委員会が問題視することはあまり理解されていないと感じる。最近ではMNO¹においても通信料金が下がってきており、携帯電話端末が安く売られることによって通信料金が高くなっているという理論は成り立たなくなってきたのではないかと思う。今でも十分に通信料金は安くなっており、競争によってこれ以上安くできるのだろうかと思う。MNOの通信料金が下がってきたことに伴い、MVNO²がMNOと差別化できなくなってきたこと、消費者からすればMVNOと契約するメリットが薄れてきているのではないか。

3 広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止法や下請法の問題についても問い合わせがあるのだが、経済法の書籍等を読んでも抽象的な内容が多く、公正取引委員会の実務の中で採られている考え方を理解することは困難であり、個別事案に対する予測可能性が欠けていると思っている。その点、公正取引委員会のホームページでは、個別の相談内容について具体的に記載されているものが多く非常に分かりやすい。このように様々な相談が記載されていると予測可能性が高まるため、価格転嫁の問題やインボイス、フリーランスといった注目されている事案についても相談事例を掲載するなど、ホ

¹ MNOとは、電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者を指す。

² MVNOとは、①MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者である。

- ホームページの内容を充実してほしい。
- ・ 一般の方にとっては、消費者が被害を受ける事案に興味・関心があると思うので、例えば不当廉売などの事案においては、パワーポイントの資料に音声を加えるなどの工夫が必要であると思う。費用などの問題はあるかもしれないが、本当であれば再現ドラマを作って動画として残しておくことが望ましい。
 - ・ 公正取引委員会のイメージとしては、やはり敷居が高い、難しいというものがあるので、より分かりやすい方策を考えていただきたい。そういった中では、独占禁止法教室などの若い人に対する取組はいいことであると思う。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 統計的な結果ではないが、私の経験として、最近の企業からの相談では破産手続に関係するものが多くなっている傾向がある。新型コロナウイルス感染症の影響を抑えるための設備資金及び運転資金に関する各種融資制度が終了し、その返済手続が始まったことが主な要因だと考えられるが、それに加えて、労務費やエネルギーコストの上昇が最後の一押しとなって経営が困難になっているとも考えられる。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 法執行に関する公正取引委員会の方針について、特に、変化の早いデジタル分野では、独占禁止法上の問題が生じた際に迅速に問題を解消することを目的として確約手続を行うことがあるとされているが、最近の事件処理状況を見ていると、本来ならば排除措置命令を出すべきと考えられるような事件についても、訴訟を避けることを目的として確約手続ありきの対応になってしまっているのではないかと感じている。
- ・ 最近の事件処理の状況をみると、確約手続が多い。確約手続により迅速な競争状態の回復ということは理解できるが、これでは先例として意味がないので、なるべくなら確約手続を使わずに排除措置命令等の措置を行っていただきたい。
- ・ 公正取引委員会の業務の幅が広がってきているので、公正取引委員会が質問や相談を受ける際の方法の一つとしては、チャットボットを作ることとも考えられるだろう。最終的な回答にはならないにせよ、第一次接触者の扱ひとして参考の回答としては使えるのではないか。

第8 九州ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 昨今のエネルギー価格の高騰等を受けて取引価格を引き上げることは当たり前になりつつある。報道でも毎月値上げの話を取り上げており、従来に比べると、事業者は価格転嫁しやすい環境になってきているのではないかと思う。
- ・ 当社は、乳業メーカーであり、地域密着の企業である。公正取引委員会は、中小企業の取引適正化、優越的地位の濫用規制等に長く取り組まれているが、この取組を通して、商品本来の価値を訴え、正しいサービスを提供して、本来の価格の重要性を理解してもらうことが重要であるという時勢に変わってきたと感じている。
- ・ 労務費は、最低賃金の上昇に伴い、順次上げている。原材料価格は、仕入先の言うとおりになってしまうっており、価格設定を疑問に思うこともある。また、エネルギーコストは、国が補助していることは承知しているが、あくまで石油の販売事業者に対するものであり、正直なところ、国民が直接影響を感じるのが難しいと思う。
- ・ 下請法違反事件の処理件数が一向に減らないのは、執行の仕方、仕組みが弱いのではないか。より厳しい措置体系を検討する方が良いのではないか。また、公正取引委員会の法運用は、厳正な法執行をうたいつつ、迅速処理の方にウェイトを置いているように思える。厳正な法執行によって競争回復を図ることを重視するならば、制裁すべきものはきちんと制裁することが重要だと思う。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 官公庁のハードウェア調達後の電子機器、システムの構築、整備及び保守点検の調達に関する入札について、大抵ハードウェアの受注業者が落札していたことが印象的である。官公庁のハードウェアの調達等については、他の官公庁と協力しながら公正取引委員会で実態調査をすれば、競争性の確保につながるのではないか。
- ・ 今後、タクシー事業は、MaaS（マース。Mobility as a Serviceの略。）の実現により、Uberのような配車サービスを経由した事業形態が主流となると考えている。地方における移動手段として、他の事業者とも連携して行っていきたい。この事業者間の連携に独占禁止法が障害にならないよう公正取引委員会には相談等にしっかり対応してもらいたい。
- ・ これから日本が国際的な競争で勝ち残っていくのであれば、日本だけの規制はできるだけ緩和し、逆に世界的なルールは日本にも導入するな

どして、世界でビジネスをしやすい環境をつくる施策を展開してほしい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は、多くの国民にとって馴染みのない機関であると思う。やはり具体的な事例を紹介する中で、インフルエンサー等を活用するなどして情報を発信していくことが必要ではないかと思う。
- ・ 電力カルテルについて、新聞やテレビでは、関西電力はカルテルを主導したにもかかわらず、一番に自主申告したことで処分を免れたと報道されていて、これに納得できないと思った人も多いと思う。こうした世間が注目する事件は、公正取引委員会の担当官自身がYouTube等のツールを利用して解説動画を配信すると、正しく理解してもらえるのではないか。
- ・ 広報活動の拡充について、地方のメディアに対する周知については「この人に連絡すれば早い」という人を個別に押さえておいて連絡する方が、単に会社の窓口連絡するより効果的だと思う。
- ・ 福岡市では、市の主導によるスタートアップ企業が集積している地域があり、このような地域で公正取引委員会と弁護士事務所が協力して、スタートアップ企業と独占禁止法の関係を説明する機会を設けることも有益と考えている。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 九州はアジアの玄関口と言われるだけあり、コロナ禍が明けて、インバウンド需要が増え、九州各県とも助かっている。中国以外の国からの観光客数はコロナ禍前の観光客数と同程度に回復しており、また、欧米からの観光客数にいたってはコロナ禍前よりも増加している。
- ・ 福岡市内でタクシーを利用しようとしたところ、ホテルの従業員に台数が少ないためタクシーの利用は難しいと言われた。当社が所在している鹿児島県以外でも、鉄道のローカル線の減少やバスの減便、タクシーの台数不足等、交通機関が先細っていくことへの不安がある。公共交通機関は頑張ってもらいたいと思う。
- ・ 地域経済の状況としては、労務費に関して、熊本県に工場を設けた大手半導体メーカーの影響がかなり出ている。鹿児島県から出ていく人も多く、地元大学の工学部卒業者で県内にとどまるものはほぼいないと思われる。同メーカーの初任給は28万円とも言われており、大手企業も同メーカーに合わせる形になっている。当社も賃上げを考えているなど、労働市場では大手半導体メーカーの影響を受けているのが現状である。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 国際化ということで、国際競争の中で日本が不利な立場にならないか心配である。国際間の法律の違いもあると思うが、国際取引の中でも監視できる人材の育成、具体的には語学もできて、さらにハイテクな技術も持っている秀でた人材の育成を公正取引委員会にはお願いをしたい。

第9 沖縄ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 専門学校で培った技能を活かした職に就きたいとして就職活動をしていた18歳の女性が、ある事業者で働けることとなった。しかし、当該女性は、当該事業者に入社できたのではなく、フリーランスとして契約するというものであった（その後数年で契約解除。）。今となってはそもそもフリーランスという形で契約することが適切な選択であったのか疑問であるが、その当時は何が適切かということがよく分かっていない中で、当該事業者から言われるがままフリーランスとして契約してしまったようだ。これから社会に出る若い者たちには、労働者や個人事業者を守ってくれる法律や制度を知る機会を与えてほしい。事業者による不公正な取引についても、取引適正化や法令遵守についての知識があれば、例えば自分が入った会社が悪いことをしていないかなどを判断する一助となるだろう。
- ・ フリーランスと発注者の取引適正化を実現するためには、フリーランスから公正取引委員会に対し情報が多く寄せられることが重要であると思う。フリーランスの中には、どのような行為が不利益として違反行為となるのかを理解していない者が相当数いると考えられる。そのため、公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」のフリーランスに対する周知に力を入れ、理解促進に努めるべきと感じる。もちろん発注者からフリーランスに対し、不利益を与えられないことが一番大切なことであるので、発注者側への周知もしっかりと行っていただきたい。
- ・ 沖縄県の不動産業の労務費は成果報酬型である場合が多い。例えば、最低賃金＋出来高といった具合である。また、当社（放送局）の子会社の労務費は最低賃金を基礎に検討・設定している。つまり、最低賃金の上昇はアルバイトに限った話ではなく、多くの事業者が労務費を設定する上で考慮しているものであるため、国民全体の賃上げを実現するためには、最低賃金を上昇させることが一番であると思っている。
そのため、政府として強制力を伴った最低賃金の引上げをしっかりと行うとともに、労務費の価格転嫁に当たっては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の「発注者としての行動③」で挙げているように公表資料（最低賃金の上昇率など）を合理的な根拠があるものとして発注者に尊重させることは有効と思う。

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ サイバー空間の情報は事実とフェイクが混在していることや過剰に悪

評な口コミが掲載されていたり、サイバー空間の情報が全て正しいわけではなかったりということを利用者が理解する必要があると考えている。

そのため、当社は、サイバー空間の利用者に対し情報リテラシーの啓蒙に関する活動も行っている。

しかしながら、昨今、注目を集めるChatGPTなどの生成AIが作成する情報は論理的であり利用者が情報の真偽を判断することは難しいと考えられる。生成AIが適切に管理され、偽・誤情報対策ができれば、他のサイバー空間の情報についても応用が可能と思われるため、政府の取組に注目している。

- ・ 報道機関目線として、ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査など社会的に注目されている分野に対する実態調査や提言については世間の関心が高く、報道機関としてもニュースとして取り上げやすい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 今の公正取引委員会のホームページのトップページについて、パッと見ると「堅い」印象を抱くものであり、ビジネスのために閲覧した人しかアクセスしないのではないかと思う。しかし、トップページの下の方にある「キッズコーナー」は、子供に人気がある「うんこドリル」などがあり、親しみを持つことができ、また、独占禁止法に興味がない大人でもとっつきやすいものだと思う。子供を通じてその親である大人が見ることもあるので、独占禁止法に対する興味のすそ野を広げるために、「キッズコーナー」の掲載位置をトップページの上部に据えてよいと考える。
- ・ 公正取引委員会が調査した事件は、以前に比べニュース等で大きく取り上げられているように思う。

公正取引委員会が公表した事件に関する資料を見る者は、報道よりも詳しい情報を求めている者であると考えられる。そのため、報道発表時の概要ペーパーは多少複雑かつ情報量が多くなったとしてもユーザーのニーズに合っており問題ないと考える。
- ・ 独占禁止法教室は公正取引委員会の職員を各学校へ派遣するものであるため、実施回数には限界があると思う。学校の先生の立場からいえば、総合の授業など自由度の高いコマは何を授業とするか悩みの種だと聞く。そこで、インターネットでダウンロード可能な独占禁止法教室の教材（動画、説明資料、アンケート）を作成して、学校側に自由度の高いコマでその教材を授業に取り上げてもらうことができれば、公正取引委員会の職員が学校側に赴く必要がなくなり、より効率的に学生に対して広

報活動を行えるのではないか。

教材の作成に当たっては、説明に終了した動画ではなくクイズ形式にしたり、実際にあった違反事例を紹介したりするなど学生が興味を持ちそうな内容に工夫することはもちろん、高校生に向けての教材ではリクルート活動の意味を含めるとなお良いと思われる。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 今後（令和5年8月以降）、政府が政策としてカーボンニュートラルに資する事業者の活動や商品に対して補助をすることが予想される。補助が充実すればするほど当該補助を悪用した不正行為が行われる可能性が高くなり、独占禁止法・競争政策上の問題となる行為が顕在化する可能性があるため、公正取引委員会には政府のグリーン社会実現に向けた政策とそれを活用する事業者の行動には注視してほしい。

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 参考資料にセブン-イレブン・ジャパンの下請に関する案件（「株式会社セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」への対応について」（令和4年12月22日））を見て、これまでも優越的地位の濫用事件など同社関連の案件は多くあったと認識している。コンビニエンスストア分野は様々な業界が絡む上に我々の生活にも密着するものなので、今後も公正取引委員会にしっかりと注視してほしいと感じた。
- ・ 公正取引委員会への相談は敷居が高いと感じる。それは、どのようなときに公正取引委員会へ相談してよいのか、公正取引委員会の相談窓口はどこなのかを理解できていない国民が多いことが原因の一つであると思っている。昨年放送された「競争の番人」は公正取引委員会がどのような活動をしているかを国民に知ってもらう良いきっかけになったと思う。これからも国民への広報活動に力を入れてもらい、多くの国民に公正取引委員会の活動を伝えていくことが相談の敷居を下げることに繋がると考える。